

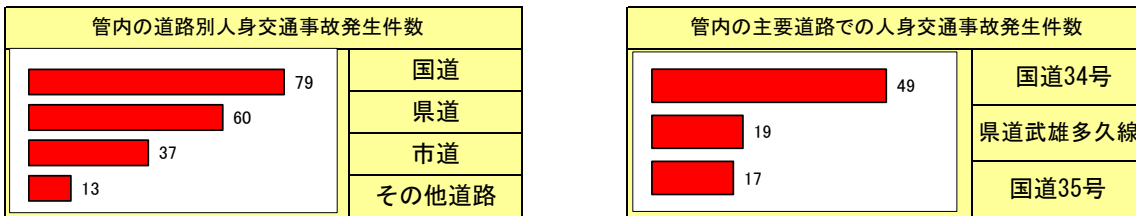
速度取締り指針

| 武雄警察署管内の速度取締り重点 | | |
|------------------|---------------|------------------|
| 重点路線 | 重点時間帯 | 規制速度 |
| 国道34号 | 6:00 ~ 9:00 | 40キロ、50キロまたは法定速度 |
| 国道35号 | 16:00 ~ 19:00 | 50キロまたは法定速度 |
| 県道武雄多久線 | 16:00 ~ 19:00 | 40キロ、50キロまたは法定速度 |
| 市道 (通学路・生活道路) | 6:00 ~ 8:30 | 30キロまたは40キロ |

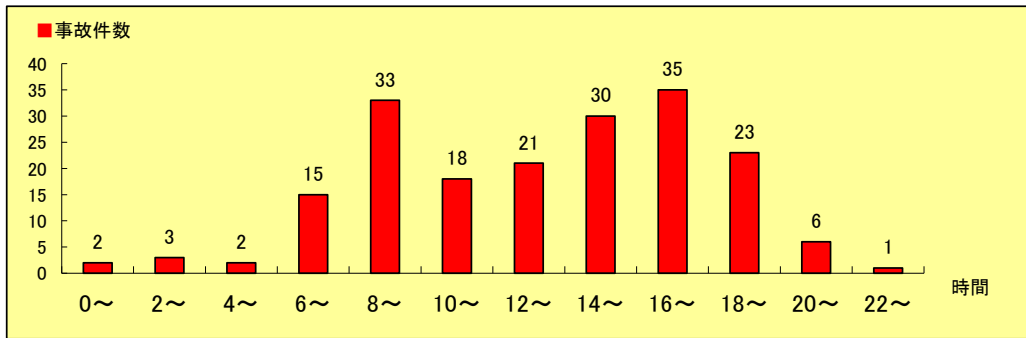
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

武雄警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和5年1月～令和5年12月:189件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和5年1月～令和5年12月:189件)



- 武雄警察署管内では、全交通事故の約4割が国道で発生しています。
- 交通事故形態で最も多いのが追突事故で、全事故の約4割を占めています。
- 交差点では、安全不確認、優先通行妨害、一時不停止による出合頭の事故が多く発生しています。

交通事故の原因として一番多いのは「前方不注視」の65件、次いで「安全不確認」が23件、「優先通行妨害」が19件となっています。



その他の交通指導取締り要点

令和5年中は管内で交通死亡事故の発生はありませんでした。今後も重大な交通事故の原因となる横断歩行者等妨害等違反、携帯電話使用違反、一時不停止違反、信号無視違反等の取締りを強化するとともに、事故の被害を軽減させるため、シートベルトの着用義務違反等の取締りも継続します。